

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	寝屋川市 生活保護の決定等に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和8年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 生活保護の決定等に関する事務
②事務の概要	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施に関する事務等を行う。 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活保護の決定実施の取扱に準じた保護を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務④保護の停止又は廃止に関する事務⑤資料の提供等の求めに関する事務⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦進学・就職準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧保護に要する費用の返還に関する事務⑨徴収金の徴収に関する事務⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務<ul style="list-style-type: none">1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、統合型専用端末、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護世帯テーブル、被保護世帯員テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 番号法<ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・別表第23項・第9条第2項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令<ul style="list-style-type: none">・第15条3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<ul style="list-style-type: none">・第4条第3項・別表第2の12項・第4条第4項4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則<ul style="list-style-type: none">・第27条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法 ・第19条第8号及び第9号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表42項、43項、161項、162項</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法 ・第19条第8号及び第9号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、171、172項</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録のために、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。具体的には以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止するため、基本的には人手による個人番号の入力、紐づけ作業は行わず、システム内での自動連携を行っている。(やむを得ない理由で住登外となっているケースを除く) ・やむを得ない理由で住登外となっているケースの特定個人情報の紐づけを行う際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認を行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	担当部署	保健福祉部保護課	福祉部保護課	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部保護課	福祉部保護課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2014/7/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2014/7/1	2016/4/1	事後	
平成29年10月1日	対象人数	2016/4/1	2017/10/1	事後	
平成29年10月1日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年10月16日	所属長	吉田 紀章	桐山 宏司	事前	
平成30年10月22日	対象人数	2017/10/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月22日	取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月22日	部署	福祉部保護課	福祉部保護課・財務部滞納債権回収室	事後	
平成30年10月22日	所属長の役職名	桐山 宏司	保護課長・滞納債権回収室長	事後	
平成30年10月22日	「4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	・提供120	・提供119 ・提供18、20(追加) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、23条、24条、26条の4、27条59条の2及び59条の3(追加)	事後	
平成30年10月22日	「Ⅳ リスク対策」		リスク対策追加	事後	
平成30年10月22日	②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施 生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(削除)	事後	
令和2年7月3日	対象人数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-824-1181	〒572-0036 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347	事後	
令和2年7月3日	部署	滞納債権回収室	市民サービス部徴収・納付担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	滞納債権回収室長	徴収・納付担当課長	事後	
令和2年10月9日	②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施 生活保護法に基づく措置に準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置	寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和2年10月9日	「3.個人番号の利用」の②法令上の根拠	15(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条、寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	「4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	照会:26(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条)／提供:9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3)	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・別表第2の26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第19条 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・第19条第8号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3	事後	
令和2年10月9日	連絡先	福祉部保護課 〒572-0036 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347	福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347	事後	
令和2年10月9日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年10月9日	対象人数	2020/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和2年10月9日	取扱者数	2020/4/1	2020/8/1	事後	
令和3年9月29日	対象人数	2020/8/1	2021/8/1	事後	
令和3年9月29日	取扱者数	2020/8/1	2021/8/1	事後	
令和3年9月29日	3「個人番号の利用」法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項 2 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条	事後	
令和3年9月29日	4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・別表第2の26の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第19条 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 ・第19条第8号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、59条の2、59条の3	【照会】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・別表第2の26の項 【提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・第19条第9号 ・別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	事後	
令和4年9月28日	対象人数	2021/8/1	2022/8/1	事後	
令和4年9月28日	取扱者数	2021/8/1	2022/8/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月25日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の概要	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事前	
令和5年5月25日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、統合型専用端末、自治体中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和5年9月21日	対象人数	2022/8/1	2023/8/1	事後	
令和5年9月21日	取扱者数	2022/8/1	2023/8/1	事後	
令和6年8月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	<p>寝屋川市は生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	<p>寝屋川市は生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事後	
令和6年8月19日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の概要	<p>1. 寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>2. ⑦進学準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>1. 寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>2.⑦進学・就職準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	事前	
令和6年8月19日	3「個人番号の利用」法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・第9条第2項 ・別表第1の15の項</p> <p>2 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12の項 ・第4条第4項</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条</p>	<p>1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第23項 ・第9条第2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第3項 ・別表第2の12項 ・第4条第4項</p> <p>4 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第27条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月19日	4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>・第19条第8号</p> <p>・別表第2の26の項</p> <p>【提供】</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>・第19条第8号</p> <p>・第19条第9号</p> <p>・別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p>	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法</p> <p>・第19条第8号及び第9号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>・第2条の表42項及び43項</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・第5条の別表第3</p> <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法</p> <p>・第19条第8号及び第9号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>・第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、171、172項</p> <p>3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>・第5条の別表第3</p>	事後	
令和7年2月13日	対象人数	2023/8/1	2024/8/1	事後	
令和7年2月13日	取扱者数	2023/8/1	2024/8/1	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策8.人手を介在させる作業		<p>「十分である」</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録のために、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。具体的には以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止するため、基本的には人手による個人番号の入力、紐づけ作業は行わず、システム内での自動連携を行っている。(やむを得ない理由で住登外となっているケースを除く) ・やむを得ない理由で住登外となっているケースの特定個人情報の紐づけを行う際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認を行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策11最も優先度が高いと考えられる対策を追記		<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>「十分である」</p> <p>下記の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱える職員が異動や退職等で特定個人情報を取り扱わなくなった際には、権限の削除を毎年度行っている。 ・権限のある職員がその事務を行う際には、IDとPSの他に静脈認証による2段階認証で扱えるようにすることで、権限のない者が使用できないようにしている。 ・特定個人情報の利用状況等を記録(ログ履歴等)を一定期間保存し、分析することで権限のないものが操作をしなかったかを確認できる体制を整えている。 <p>これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月6日	1「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の概要	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務等を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>寝屋川市では生活保護法に基づき、保護の決定及び実施に関する事務等を行う。「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、生活保護の決定実施の取扱いに準じた保護を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等にお</p>	事前	
令和7年3月6日	4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	<p>【情報照会】 1 番号法 ・第19条第8号及び第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表42項及び43項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p> <p>【情報提供】 1 番号法 ・第19条第8号及び第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、171、172項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p>	<p>【情報照会】 1 番号法 ・第19条第8号及び第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表42項、43項、161項、162項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p> <p>【情報提供】 1 番号法 ・第19条第8号及び第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、171、172項 3 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第5条の別表第3</p>	事前	
令和8年1月19日	対象人数	2024/8/1	2025/8/1	事後	
令和8年1月19日	取扱者数	2024/8/1	2025/8/1	事後	